

Co. マチ黒瀬地内防犯カメラ運用規定

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、Co. マチ黒瀬施設維持管理会（以下、施設維持管理会という）がCo. マチ黒瀬地内（以下、団地内という）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、その適正な設置運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、団地内における犯罪防止や事故防止のために設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、団地内に3台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの設置されているポール等の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載することとする。

4 管理責任者等

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、施設維持管理会長が兼務する。

(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことができる。

(4) 操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。

5 画像の管理

(1) 保管場所

録画装置の保管場所は、防犯カメラ内部とし、管理責任者が必要に応じて施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(2) 操作制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は操作することができない。

(3) 保存期間

保存期間は、14日間とする。

(4) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わないこととする。

(5) 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。

また、記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録することとする。

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。

ア 法令に基づく場合

イ 県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

7 苦情等への対応

設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせ、ならびに損害賠償請求等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。

8 防犯カメラ設備の維持管理等

防犯カメラ設備は施設維持管理会の所有とし、設備の維持管理および使用にかかる費用は施設維持管理会の負担とする。

9 運用規定の改定

この運用規定の改定をおこなうときは、施設維持管理会の総会において会員世帯数の過半数の同意を得るものとする。

(附則)

この規程は、Co.マチ黒瀬施設維持管理会設立日から施行する。